

公示送達について

次の者は、住所が不明であるから書類の送達が出来ないため、地方税法（昭和25年法律226号）第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、当町税務課が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年8月3日

岐阜県揖斐郡大野町長 宇佐美 晃三



賦課当時の住（居）所・氏名	送達書類名
〒501-0565 岐阜県揖斐郡大野町大字中之元1023番地1 山下 一徳	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 納税通知書